

特別支援教育

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育

県教育委員会では、「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を特別支援教育の基本理念として掲げ、子どもたちが障がいの有無にかかわらず、地域に支えられるとともに、地域を支える一員として生きていくことができるよう、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、地域の関係機関による連携した支援の下、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実現を目指し取り組んでいる。

文部科学省の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年）においても、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」の整備、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶことのできる教育環境の整備が求められている。

一方、障がいのある者を取り巻く環境も大きく変化し、「障害者の権利に関する条約」（平成26年）の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年、令和3年一部改正）の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「改正障害者差別解消法」）令和6年4月1日に施行など、各種法令等の整備が進んでいる。

特別支援教育の推進に当たっては、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領において、「個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う」など、学校全体で推進していくことになっている。また、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し活用することに努めるとされている。

こうした状況を踏まえ、令和元年9月より「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」で議論が行われ、令和3年1月に報告が取りまとめられた。この報告においては、「特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方」「障害のある子供の学びの場の整備・連携強化」「特別支援教育を担う教師の専門性の向上」「ICT利活用等による特別支援教育の質の向上」「関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」について報告された。

その後、文部科学省より「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月）において、障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための観点や就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が示された。

令和4年12月に、文部科学省より「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査研究について」が公表され、「学習面又は行動面で著しく困難を示す」児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校では2.2%在籍しており、支援が必要な児童生徒が増加していることと、今後の対策の必要性が明らかとなった。

本県の現状は、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、平成19年度に比べ約3.9倍、通級による指導を受けている児童生徒数は約4.4倍、特別支援学校の在籍者数は1.3倍と増加している。また、重い障がいがあり、小・中学校や特別支援学校で医療的ケアを受けながら学ぶ児童生徒も一定数いるなど、障がいの重度・重複化、多様化が進んでいることから、本人・保護者との合意形成による適切な合理的配慮の提供を実施する必要がある。

「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現のためには、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実と学校教育と関係機関等が連携・協力し、乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援体制

を整備することが不可欠である。あわせて、変化する時代に対応できる力を身に付けることが重要であり、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を養い、「生きる力」の育成を目指し、それぞれの学びの場において、児童生徒一人一人の障がいの状態やニーズに応じた指導を充実させていく必要がある。さらに、高等学校における通級による指導が制度化されていることから、高等学校においても、特別な支援を必要とする生徒への指導・支援が求められている。

今後、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のさらなる推進を進めるために特別支援学校の地域支援センターや特別支援教育アドバイザー、入院児童生徒支援員（地域支援センター・病弱）、双葉地区支援員（ふたば支援学校）の活用を図るなど、学校間の連携による地域の教育資源を活用した取組を進めていく。

これらのことから、本年度の指導の重点を以下のように設定した。

連続性のある多様な学びの場を重視した対応

- 学習指導要領の「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、子どもたちの学びの連続性を確保する視点で教育課程の編成等に取り組んでいく。
- 特に知的障がいのある子どものための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理されたことを踏まえ、各学部や各段階、幼稚園や小・中学校等との学びのつながりに留意する。

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

- 子ども一人一人の教育的ニーズを三つの観点（①障がいの状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえて整理し、自立と社会参加を見据え、その時点で最も必要な教育を提供することに努める。
- 子どもの障がいの状態や特性等を十分に考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため障がいの特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機（ICT機器）の活用等を図る。
- 発達障がいを含む多様な障がいに応じた指導を行うため、自立活動の充実に努める。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業までに育成を目指す資質・能力を育む観点からカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行う。
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるように、幼稚園（幼稚部）・小学校（小学部）・中学校（中学部）段階から取り組み、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら特別活動を要としたキャリア教育の充実に努める。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるように配慮する。
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、算数・数学を生活や学習への活用〔算数・数学〕、社会参加ときまり、公共施設と身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、家庭生活における消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障がいのある子どものための各教科の目標及び内容について、育成を目指す資質・能力の視点から、充実を図る。

《教育的ニーズとは》

- 子供一人一人の障害の状況や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。

教育的ニーズを整理するために

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。そうした教育的ニーズを整理するには、**三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）**を踏まえることが大切である。

〈中略〉

また、各種の視点の具体的な内容については、障害種ごとに把握すべき事項等もあるため、それらについては、「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」のⅠ～Ⅹ（各障害別）の1の「(2)教育的ニーズを整理するための観点」を参照すること。

※文部科学省

『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』（令和3年6月）より

特別支援教育（小・中）

障がいについての基本的な理解のもとに、教育的ニーズに応じて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶことのできる校内体制整備の充実を図る。また、本人・保護者との合意形成のもと合理的配慮を提供し、児童生徒一人一人に対して充実した指導・支援を行う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
《学校全体》	
<p>1 校内の支援体制を整備し、全教職員で指導・支援を行う。</p>	<p>(1) 安心な学校づくりと分かる授業づくり等の予防的な支援や特別な支援が必要な児童生徒の早期発見に努める。</p> <p>(2) 校長が特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置し、児童生徒の実態を学習面や生活面など多面的に把握し、全教職員の共通理解を図り、適切な指導・支援に当たる。</p> <p>(3) 校内研修の実施や外部の研修会へ積極的に参加し、全教職員の特別支援教育に関する基本的な知識・技能の向上を図る。</p> <p>(4) 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会やケース会議を開催し、支援の必要な児童生徒の実態把握、支援内容・方法等の検討、（実践、）評価、改善を行う。 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援学校の地域支援センターや特別支援教育アドバイザーの活用を図る。</p> <p>(5) 障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習（特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小・中学校、居住地校交流）を学校全体で計画的かつ継続的に取り組み、全教職員が交流及び共同学習の目的や内容等を共有する。</p> <p>(6) 共生社会の形成に向けて、学校だよりや保護者会等を活用し、家庭や地域に対し、継続して障がいや特別支援教育の理解啓発を図る。</p>
<p>2 児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う。</p>	<p>(1) 児童生徒の教育的ニーズを3つの観点（①障がいの状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえて整理し、自立と社会参加を見据え、その時点で最も必要な教育を提供する。</p> <p>(2) 家庭との共通理解を図るとともに、地域及び医療や福祉、保健等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行う。</p> <p>(3) 一貫した指導・支援を切れ目なく行うために、本人・保護者との合意形成により合理的配慮を提供するとともに、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、引継ぎ・活用を図る。</p> <p>(4) 交流及び共同学習においては、児童生徒の教育的ニーズを十分に把握し、豊かな人間性を育むとともに、教科等の目標が達成できるように努める。</p> <p>(5) 学びの場の連続性を重視した対応として、知的障がいのある子どものための各教科等の目標や内容を、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理し、就学前機関や学校間とのつながりに留意する。</p> <p>(6) 長期入院児童生徒や病気療養児の学習の機会を保障するとともに、在籍校は保護者や医療機関等の関係機関と連携を図る。</p>
《通常の学級》	
<p>1 児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校、家庭、地域及び医療等関係機関との連携を図る。</p>	<p>(1) 特別支援教育コーディネーターや管理職等の校内資源を十分に活用しながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握する。また、支援や配慮の必要な児童生徒については、個別の教育支援計画の作成・活用に努める。</p> <p>(2) 入学時や進級・進学時には関係機関と連携し、ケース会議等において個別の教育支援計画を活用しながら適切な引継ぎを行う。</p>

<p>2 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を工夫する。</p>	<p>(1) 前述の小・中学校の教育内容を十分に踏まえるとともに、個別の教育支援計画に明記した合理的配慮を提供しながら、支援を必要とする児童生徒一人一人へ具体的で分かりやすい指導方法を工夫する。</p> <p>(2) 個別の教育支援計画や各教科等の年間指導計画を基に、個別の指導計画を作成・活用し、日々の指導・支援に当たる。</p> <p>(3) 落ち着いた教室環境の整備や児童生徒がお互いの存在を認め合える学級経営について、学校全体で検討し実践する。</p>
-----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《特別支援学級・通級による指導》	
<p>1 児童生徒一人一人の障がいの状態に応じて、適切な教育課程を編成する。</p>	<p>(1) 学校教育法施行規則第 138 条及び第 140 条の規定に基づき、特に必要がある場合は、児童生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、自立活動を取り入れた特別の教育課程を適切に編成し、児童生徒一人一人の力を最大限に伸長できるように努める。</p>
<p>2 児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、目標を立て、課題を明確にして年間指導計画を作成・活用する。</p>	<p>(1) 年間指導計画は、児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じ、「小・中学校学習指導要領」の趣旨を踏まえながら、「特別支援学校学習指導要領」及び「同解説」等を参考に適切に作成する。</p> <p>(2) 年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒一人一人の障がいの状態、各教科等の既習事項や習得状況等について十分に実態把握をし、各教科等の教育の内容を選択し、授業時数の配当及び指導内容の組織をして作成する。</p> <p>(3) 個別の指導計画のもと、自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難さを主体的に改善・克服することができるように自立活動の充実に努める。</p>
<p>3 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、社会的・職業的自立に向けた教育活動を展開し、授業の充実に努める。</p>	<p>(1) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任、交流学級担当教員等の複数の教職員により、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用する。</p> <p>(2) 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立を見据え、長期・短期の指導のねらいや方針を明確にして、必要な資質が養われるようにキャリア教育の充実に努める。</p> <p>(3) ① 特別支援学級では、通常の学級との積極的な交流及び共同学習を推進し、集団活動の場を計画的、継続的に確保する。実施に当たっては、交流及び共同学習におけるねらいを明確にして、個別の教育支援計画に明記された合理的配慮を提供するとともに学びの充実に努める。</p> <p>② 通級による指導を受けている児童生徒の担任は、通級指導担当の教員や校内の教職員等と連携し、個別の教育支援計画、個別の指導計画等を作成し、引継ぎ・活用して、積極的に情報を共有する。通級による指導での学習内容と関連を図ることにより、在籍学級における指導の効果を一層高めるようにする。</p> <p>(4) 特別支援学校の地域支援センターや特別支援教育アドバイザーを積極的に活用し、特別支援学級や通級による指導における個に応じた指導・支援の充実に努める。</p>
<p>4 指導と評価の一体化を図る。</p>	<p>(1) 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材等の内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるように努める。</p>